

2023年度A O F A第11回青森県シニアサッカーリーグ運営細則

1. 加盟・脱退・参加申し込み

- (1) 加盟、脱退は委員長宛に書面を提出する。
- (2) 上記の書面には、チーム名、連絡責任者の氏名、住所、チーム構成（選手名、年齢等）を記載すること。
- (3) 所定の「参加申込書」に必要事項を記載の上、提出すること。
- (4) 60歳の部及び70歳の部に女子チームが参加することができる。

2. 開会等

開会式及び閉会式は行わない。

3. 試合の成立

- (1) 試合は8名以上で成立する。ただし、70歳の部は6名以上で成立する。
- (2) 年齢基準に違反して出場していることが発覚した場合は、違反したチームは不戦敗（没収試合）として扱う。この場合、相手側に勝ち点を与え、スコアは3対0とする。（ただし、当該年度のリーグ戦の最大得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。）
- (3) 天候不順による順延、会場の確保困難等、大会期間中にどうしても日程調整がつかなかった場合は未消化試合とする。この場合勝ち点並びに得失点もカウントされない。
- (4) 試合日程が決定した後、当事者のどちらかの一方的な都合（選手が確保できない等）により試合ができなかった場合は、原因のあったチームの棄権試合とする。この場合、棄権したチームは（2）と同様に扱う。

4. 試合

- (1) メンバー表の提出及び選手追加等の手続は前年度と同様とし、試合ごとに3部本部に提出し、運営本部は最初の試合において選手登録の確認をする。運営本部は、プログラムに無い追加登録選手がある場合選手証を必ず確認すること。
- (2) 背番号については参加申込書に記載されたJ F A登録選手であることを確認できた場合は、申込時の背番号に関わらず試合ごとの付け替えを可能とする。
- (3) 選手の交代は、アウトオブプレー時に「再交代」とする。（一度退いた競技者も再び出場でき、何回でも交代可能とする。）
- (4) ユニフォームの正式な着用をすること。（用具等については要項を確認すること。）
- (5) ユニフォームは正を所有することとし、副が無い場合はビブス等でも構わないこととするが、ビブスの背番号は正のユニフォームと同じ番号でなければならない。また、色の選定は双方で協議する。
- (6) 試合球はチーム持ち寄りとする。

5. 試合時間等

- (1) 試合時間は実施要項のとおりで、延長は行わない。

- (2) ハーフタイムは10分とし、前後半なかばに主審の判断でそれぞれ給水時間を取ることができ、給水時間は試合時間に含まない。
- (3) 試合時間内で決着がつかない場合は引き分けとし、PK戦は行わない。

6. 審判

- (1) 審判は、開催地の審判委員会に派遣依頼し主審及び副審ともに原則有資格者が行う。開催地の審判委員会で審判を確保できない場合は、帯同審判でも構わないこととする。仮に、3名の有資格者が揃わない場合、副審は審判経験者（過去に有資格者だった者）でも構わないこととするが、主審は必ず有資格者が行うこと。
- (2) 審判の服装は、主審、副審共に正スタイルで行うこと。
- (3) 安全第一を基本にレフェリングすること。
- (4) 試合前に装身具などの着用チェックを行うこと。
- (5) 帯同とする場合、審判は対戦するチーム以外の第3者を選任すること。
- (6) 70歳の部の審判は、当該年度のJFA8人制サッカーの競技規則による。

7. 試合日程及び試合会場決定・試合結果の報告

- (1) 県シニア委員会にて、開催地のシニア委員長から会場・日程を聴取する。チームが参加する市町村イベント・他大会日程をヒアリングし、組合せ日程・会場を決定する。
やむを得ない理由による延期（事故・災害等に限る）は、対戦チームの了解を得て、県シニア委員長の承認を得ること。この場合、延期要請したチームは日程・会場を対戦チームと調整の上、会場を調達し、会場費用などを負担すること。
- (2) 試合結果は、1週間以内に県シニア委員長に報告すること。
- (3) 県シニア委員長は、対戦結果を県協会HPに掲載すべく、県協会事務局に依頼する。

8. 試合運営と経費

- (1) 試合の運営は、原則としてホームのチームが行う。
組合せ表・タイムスケジュール表の作成は、シニア委員会の各部会で協議して決定する。シニア委員会事務局は指定する様式にて作成し、県シニア委員長に提出する。
- (2) 運営経費（会場費・審判費・スタッフ日当・事務管理費など）は、県シニア委員長が収支予算（開催地協会別支出予算）を立て、シニア委員会にて決定する。
但し、収入・支出（例：参加チーム数増減、会場数増減など）に大きな増減が発生する場合は、シニア委員会にて予算の見直しを行う。（チーム数により参加料の増減がある）
- (3) 審判は開催地の審判委員会に派遣依頼するが、開催地の審判委員会が審判を確保できない場合は帯同とすることができる。第4の審判は置かない。（大会本部スタッフが選手交代を対応する）
- (4) 開催地協会のシニア委員長は、県協会会計基準に従い、収支報告、支出明細、領収書原本を開催試合終了後1週間以内に県シニア委員会会計に提出し、残金の精算をすること。

9. その他

この細則に定めのない事項については、シニア委員会が決定する。

<補足事項>

- (1) 年齢基準を満たし、年代の違うチームに登録している場合、同一日で開催される年代の違う試合への出場を可能とする。(青森県のローカルルール)
- (2) 1種登録の選手も基準年齢に適合していればシニアリーグに参加できる。また、シニア登録している選手は1種の社会人県リーグなどの試合に出場できる。
- (3) 背番号は試合ごとの付け替えを可能とする。
- (4) 背番号を変更する場合、申込時のメンバー表を使用せずに、試合に出場する正しい背番号のメンバー表を新たに作成し、先発メンバーに○をして大会本部に3部提出すること。
- (5) 大会本部は申込み時のプログラムに記載された選手かどうか確認し、記載がない選手がいる場合は選手追加・変更申請書を提出させる。
- (6) 追加エントリーする場合は選手追加・変更申請書をメンバー表と同時に提出すること。この場合、選手証を提示させ必ず本人確認すること。また、その試合についての背番号の変更のみの場合、抹消する選手を記載する必要はない。
- (7) メンバー表は、大会本部用に1部、相手チームに1部提出する。

<大会運営について>

- (1) 大会本部は、選手確認及び大会記録記載担当スタッフ2名を確保すること。
- (2) 大会本部は、背番号の付け替えを確認し、試合開始30分前に必ず選手確認をすること。
- (3) 大会記録担当スタッフは、試合終了後に誤記が無いか記録用紙を主審に確認してもらうこと。
- (4) 大会本部は、大会記録、審判報告、役員スタッフ及び審判手当領収書、会場使用料領収書、飲料水・昼食費領収書等一式を大会終了後1週間以内に(シニア委員長)佐々木万悦宛に送付すること。

送付先 〒039-1524

三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平1-407 ひばり野スポーツ交流センター内

TEL 0178-62-2211

- (5) 大会終了後直ちに(翌日まで)、大会記録及び審判報告書をシニア委員長あてにFAX又はメール送信すること。Fax 0178-62-2213 Mail: sasaki.manetsu@ebony.plala.or.jp

<大会経費及び参加料について>

- (1) 大会経費は2023年JFA補助金と各チームの参加料によって運営する。

- (2) 2023年度の参加料算出基礎

- | | | |
|---------|-------------------------------|--------|
| ・40歳チーム | 25,000円(基本額5,000円+4,000円×5試合) | 参加6チーム |
| ・50歳チーム | 25,000円(基本額5,000円+4,000円×5試合) | 参加6チーム |
| ・60歳チーム | 37,000円(基本額5,000円+4,000円×8試合) | 参加4チーム |
| ・70歳チーム | 10,000円(基本額4,000円+2,000円×3試合) | 参加3チーム |

(オープン参加)

- | | | |
|--------|--------------------------|--------|
| ・女子チーム | 47,000円(60歳と70歳の参加料の合計額) | 参加1チーム |
|--------|--------------------------|--------|

※但し、参加チーム数、試合数に増減があった場合には金額が変更になります。